

東松山都市計画用途地域の変更（吉見町決定）

告 示 年 月 日
令和 7 年 5 月 1 6 日

東松山都市計画用途地域を次のように変更する。

							吉見町
種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積 の最低限度	建築物 の高さ の限度	備 考
第一種低層 住居専用地域 小 計	約 31.0ha 約 31.0ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	約 15.0% 約 15.0%
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 0.8ha 約 0.8ha	20/10 以下	6/10 以下		—		約 0.4% 約 0.4%
第二種中高層 住居専用地域 小 計	約 31.8ha 約 31.8ha	20/10 以下	6/10 以下		—		約 15.4% 約 15.4%
第二種住居 地域 小 計	約 41.8ha 約 41.8ha	20/10 以下	6/10 以下		—		約 20.2% 約 20.2%
工業地域 小 計	約 51.2ha 約 51.2ha	20/10 以下	6/10 以下		—		約 24.7% 約 24.7%
工業専用地域 小 計	約 50.4ha 約 50.4ha	20/10 以下	6/10 以下		—		約 24.3% 約 24.3%
合 計	約 207.0ha						100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

大和田地区（吉見町）地区は、公的開発により産業拠点として整備されることが現実となったことから、周辺環境と調和した産業団地の形成を図るため、区域区分の変更（市街化区域編入）にあわせ、用途地域を変更するものです。